

# 論点資料補足資料

(余白の創出を通じた教育の質の向上)

# 標準授業時数について

- ◆ 学校教育法施行規則において、各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数の標準として定められたもの。
- ◆ 年度当初の計画段階から、標準授業時数を下回って教育課程を編成することは適当とは考えられないが、非常変災等の不測の事態において、当該授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない。
- ◆ 児童生徒の負担に配慮した上で、標準授業時数を上回って教育課程を編成・実施することは可能であるが、年間の総授業時数を1086単位時間以上として教育課程を編成している学校については、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とすることを求めているところ。

## 小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

### 備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

## 中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

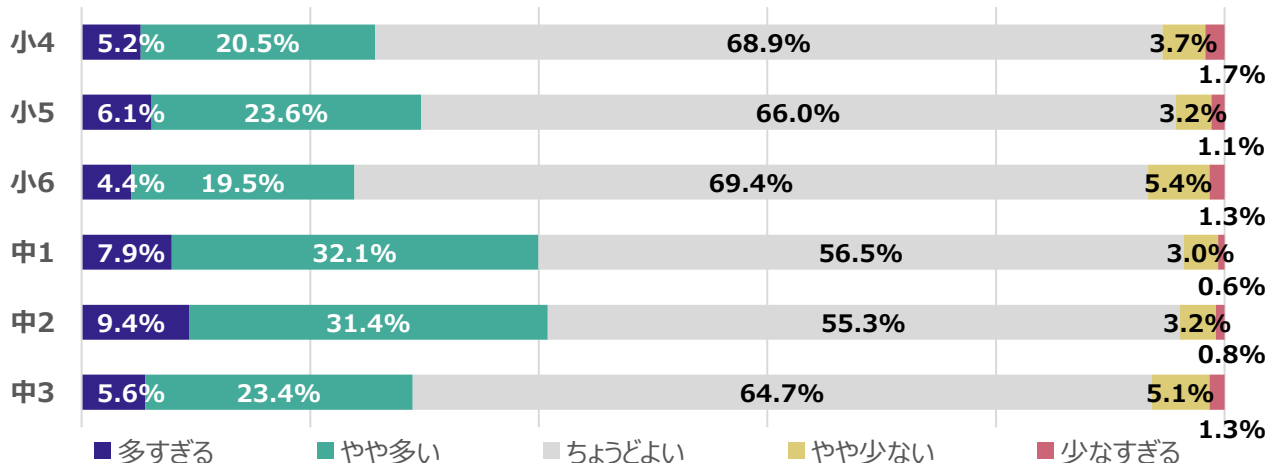
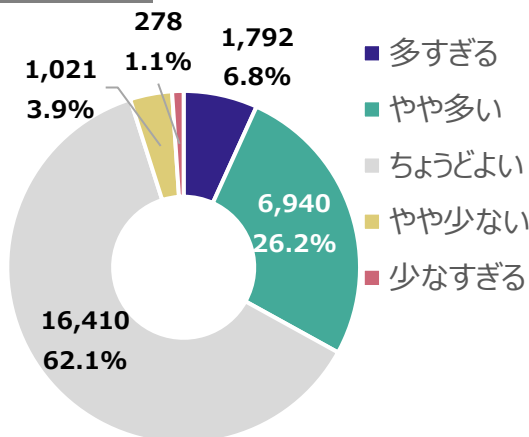
### 備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

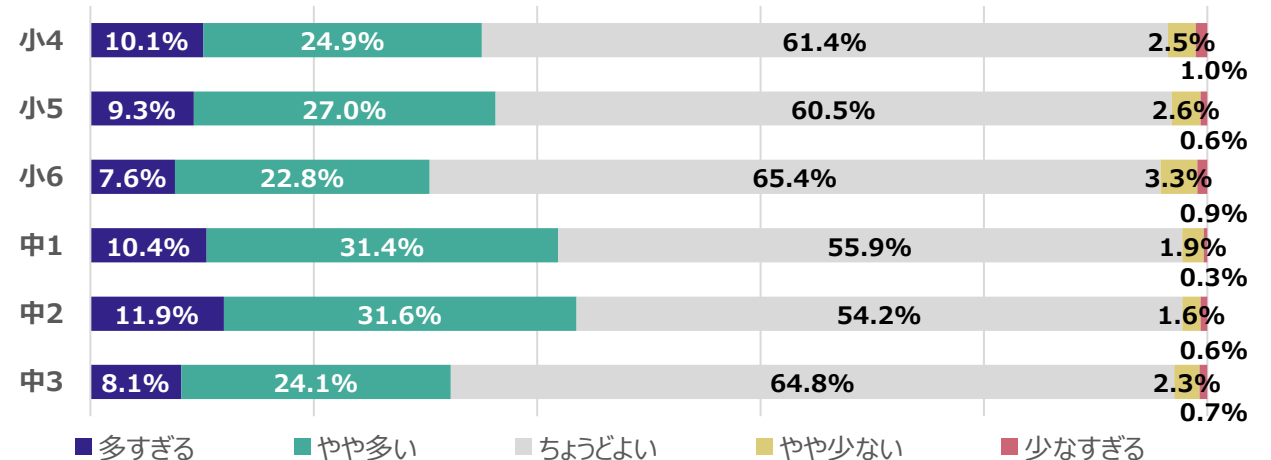
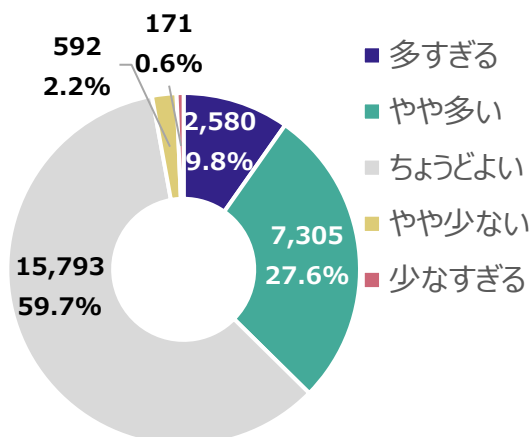
- ◆ 児童生徒の約60%が、授業で学ぶ量や週当たり授業時数を「ちょうどよい」と感じている。
- ◆ 一方、「多すぎる」と感じる子も5～10%程度存在（中1、中2で特に多い）

## 問 あなたが、普段学校で受けている授業で学ぶ量や授業時間について、どう思いますか。

### ① 授業で学ぶ量



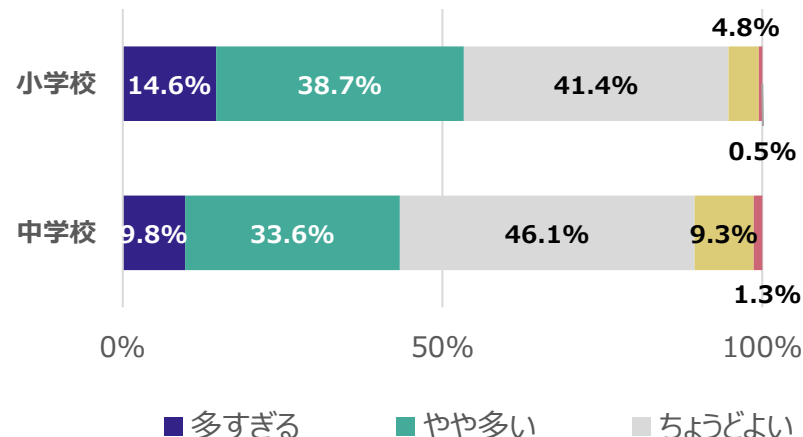
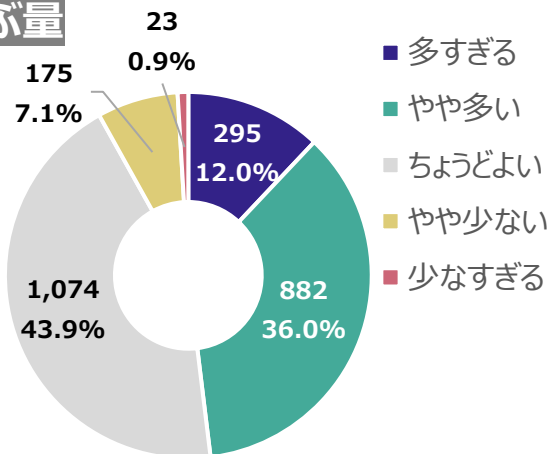
### ② 週当たりの授業時間



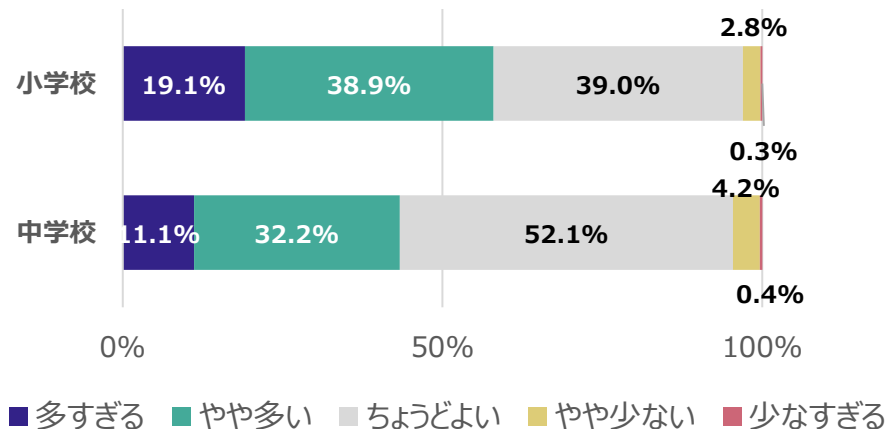
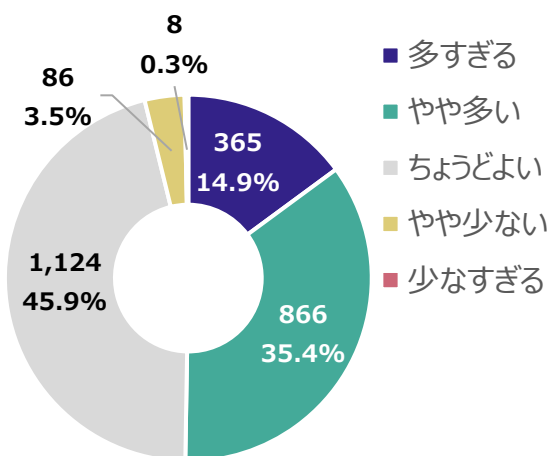
◆ 教師向け調査では、約4～5割の教師が「ちょうどよい」と回答している一方で、「多すぎる」または「やや多い」と回答した教師は、小学校で半数以上、中学校で4割以上であった。

**問 あなたは、学校における子供たちの学習量、授業時間についてどう思いますか。**

### ① 授業で学ぶ量



### ② 週当たりの授業時間



# 現行制度での教育課程編成の工夫事例①

## 神奈川県横浜市立つづきの丘小学校

- 週当たり授業時数：実質**28コマ** (1260分)
- 各教科等の総授業時数：**1017単位時間** (R7計画)
- 時間外在校等時間：**18時間22分** (R6月平均)

【教育課程の編成の考え方】 ※R7計画

- ※ 総授業日数 **204日** (夏季休業期間：7月22日～8月26日)
- ※ 児童会活動・クラブ活動・学校行事の時数の合計：55単位時間  
(うち学校行事は18単位時間)
- ※ 週時程踏まえた最大の授業時数：1120単位時間

(4～6年の場合)

	月	火	水	木	金
8:15	登校・朝の会				
8:30	1限 (40分)				
	～				
	5限 (40分)				
12:25	給食				
13:10	昼休み			清掃	昼休み
13:25	清掃		6限 (40分) ～14:05	6限 (60分)	清掃
13:35	6限 (60分)	6限 (60分)			6限 (40分) ～14:15
14:35					

授業の1単位時間を基本的に40分で設定し、午前中に5限目まで実施

40分では時間が足りない学習活動を実施するため、週3回60分の授業日を設定

# 現行制度での教育課程編成の工夫事例②

## 新潟県新潟市立上所小学校

- 週当たり授業時数： **27コマ+モジュール**
- 各教科等の総授業時数： **1035単位時間** (R7計画)
- 時間外在校等時間： **17.0時間** (R6月平均)

【教育課程の編成の考え方】 ※R7計画・小学5年

- ※ 総授業日数 **205日** (夏季休業期間：7月24日～8月24日)
- ※ 児童会活動・クラブ活動・学校行事の時数の合計：64単位時間  
(うち学校行事は27単位時間)
- ※ 週時程踏まえた最大の授業時数：1151単位時間

	月	火	水	木	金
	登校				
8:15	朝学習 (モジュール) 等 15分				
	朝の会				
8:30	1限 (45分)				
8:40	～				
	4限 (45分)				
12:10	給食				
12:55	昼休み	帰りの会 ～13:20	昼休み		
13:25	清掃	下校13:30	清掃	5限	
13:45	5限	学校開放 13:20～15:00	5限	6限	
	6限		帰りの会 ～14:45	帰りの会 ～15:10	
15:20	帰りの会 15:20～15:30	委員会 or クラブ活動 14:50～15:35		下校 15:20	

モジュール学習を  
授業時数に含めて編成

水曜日の放課後は  
児童についての情報共有や  
教材研究の時間として活用

# 現行制度での教育課程編成の工夫事例③

## 岐阜県下呂市立下呂中学校

- 週当たり授業時数： **29コマ**
- 各教科等の総授業時数： **1015単位時間** (R7計画)
- 時間外在校等時間： **26.48時間** (R6月平均)

【教育課程の編成の考え方】 ※R7計画・中学2年  
 ※ 総授業日数 **208日** (夏季休業期間：7月21日～8月25日)  
 (自然災害が起きやすい地域のため欠課が多く生じうることを踏まえ、授業日数を多く設定)  
 ※ 学校行事・生徒会活動の合計時数：33単位時間  
 (うち学校行事：24単位時間)  
 ※ 週時程踏まえた最大の授業時数：1090単位時間  
 ※ 計画時点では教科等の時数は1015単位時間で設定し、学習状況等を踏まえながら年度途中のカリキュラム・マネジメントを実施し、必要に応じて時数を追加して授業を実施。

	月	火	水	木	金
8:05			登校・朝の会		
8:25			1限 (50分)		
			～		
			4限 (50分)		
12:20			給食・昼休み		
13:15			5限 (50分)		
14:15	6限	終わりの会 14:10～14:25	6限	6限	終わりの会 14:10～14:25
	終わりの会 15:10～15:25	掃除 14:30～14:45	終わりの会 15:10～15:25	終わりの会 15:10～15:25	掃除 14:30～14:45
	掃除 15:30～15:45	部活動 14:55～16:30	7限 15:35～16:25	部活動 15:35～16:30	部活動 14:55～16:30
	生徒会 15:55～16:30				
	16:45 下校				



午後は主に総合的な学習の時間  
 や学級活動を実施  
 (部活動を終えた3年生については、火・金の6  
 限を教科に充てる場合もあり)



部活動を実施しても16:45最終下校  
 ※市教委と市内中学校校長会・教頭会が  
 連携・決定

# 新年度の始業日設定の工夫事例

年度はじめの1学期の始業日について、数日間、授業開始日を後ろ倒しにすることにより、異動してきた教師や新規採用教師をはじめ、教師の余白を生み出す取組が出てきている。

石川県  
加賀市

## Before

- 学校管理規則に基づき、年度の始業日を4月6日としていたところ、4月1日～5日の間に土日が含まれる場合、**3営業日しか新年度の準備期間がとれず、教職員の負担が課題**となっていた。

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9

3日間 始業日

## After

- 学校管理規則を改正し、始業日を8日に設定することで、始業までに土日が含まれていたとしても、**最低でも5日間の準備期間**を確保できるように。  
※ 授業日数を減じても教育課程の実施に大きな影響が無いことを確認し、授業日数の工夫により実施。

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9

10 始業日 **どんな暦でも5日間は確保可能**

熊本県  
熊本市

## Before

- 年度はじめの教職員の多忙感・負担が課題となっていたところ、教育委員会で「**教育課程検討会議**」を設置し、教育委員会と学校関係者、保護者を交え、**予備時数の削減、行事の精選を併せて検討しながら、始業日の設定の在り方について検討**。

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

4日間 始業日

## After

- 各学校が次年度の行事予定を決定する前に、学校管理規則を改正し、始業日を1日後ろ倒しし、**最低でも5日間、最長6日間確保**。

始業日 : 1日後ろ倒し (新年度の準備)  
 冬季休業日 : 2日延長 (受験事務多忙化の緩和)  
 ※ 授業日数に影響が出ないよう、夏季休業を3日短縮

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

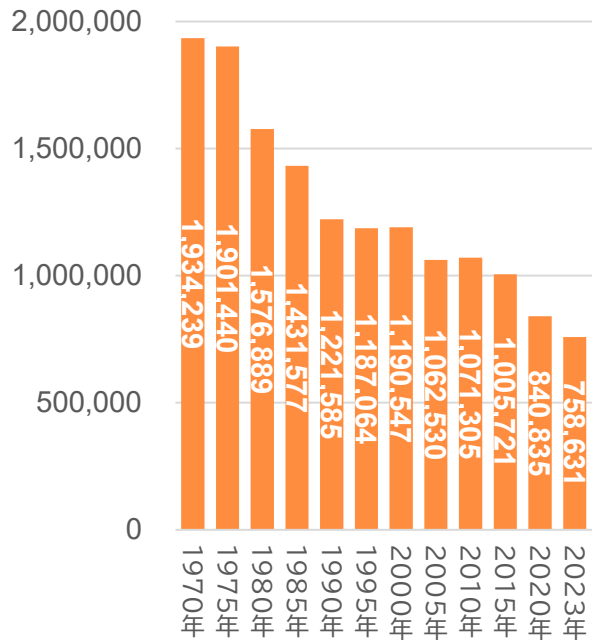
最低5日、最長6日間 始業日



# 大学全入時代が到来 公立高入試も倍率低下

## 出生数

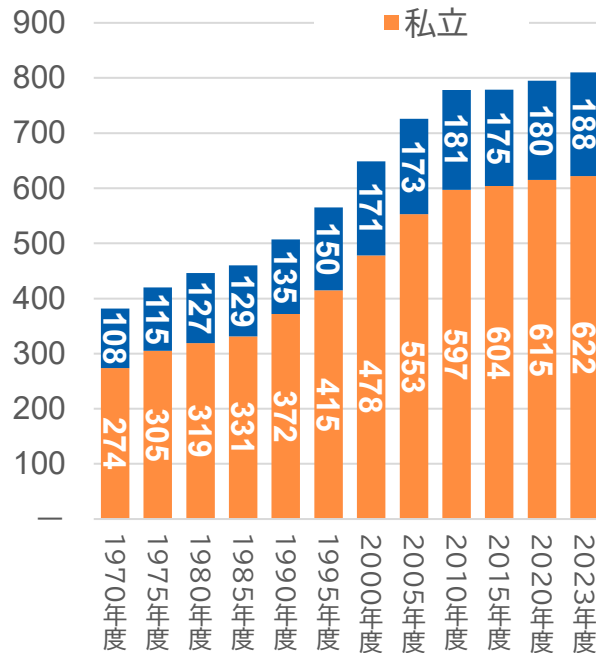
約50年で4割以下



出典) 厚労省「人口動態調査」

## 大学数

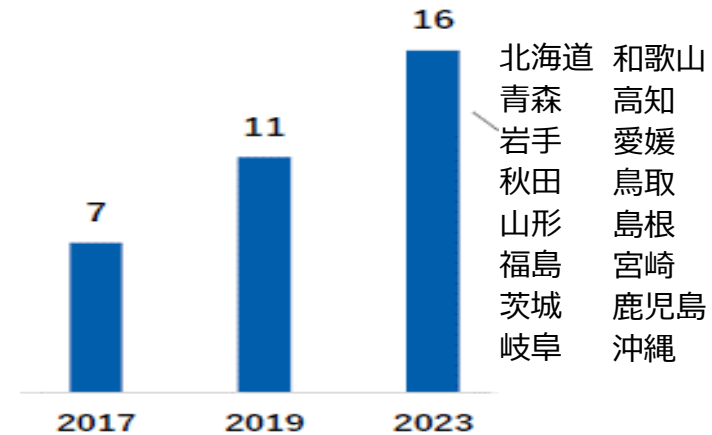
約50年で2倍以上



出典) 文科省「学校基本調査」

## 高校入試(公立)

倍率1以下の県3分の1



北海道  
青森  
岩手  
秋田  
山形  
福島  
茨城  
岐阜  
和歌山  
高知  
愛媛  
鳥取  
島根  
宮崎  
鹿児島  
沖縄

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第68号)

## 附則

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等 時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること。
- 二 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
- 三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。
- 四 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
- 五 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
- 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減 のために必要な措置

2 (略)

## 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

5 公立の高等学校（公立大学法人の設置する高等学校を除く。）に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。